

豊中市 第8期

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく
地域密着型サービス等事業者 公募要項
〈令和5年度(2023年度)整備予定〉

令和4年(2022年)6月

豊中市

福祉部長寿社会政策課

1 公募の趣旨

豊中市は、「第8期 豊中市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画年度：令和3年度～5年度）に基づき、第8期計画中に地域密着型介護老人福祉施設を中心とした複合型施設を市全域で1か所を募集します。

本公募は、令和5年度(2023年度)に施設を整備し、社会福祉法人としての高い理念と使命感を持ち、当市において高齢者の培ってきた地域社会とのつながりを支援する、質の高い安定したサービスを提供し得る事業者を厳正に決定していくものです。

2 公募を行うサービスの種別等

【必置サービス種類・定員等】

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 29人
- ・(併設)短期入所生活介護(介護予防含む) 10人～11人
- ・認知症対応型共同生活介護(介護予防含む) 18人(2ユニット)

認知症対応型共同生活介護の整備定員数については、18人(2ユニット)を必須としますが、任意設置として必須分と合わせて最大27人(3ユニット)までの設置を可能とします。

【整備可能圏域】

市全域

【整備事業所数】

1か所

【補足事項】

- ① 地域密着型介護老人福祉施設は個室ユニット型としてください。多床室型、一部ユニット型は認められません。
- ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び短期入所生活介護において、1ユニットの定員は15人以下とします。
- ③ 施設内に地域交流スペースの設置を必須とします。
- ④ 同一建物内に記載の必置サービスを設置することを要件とします。
- ⑤ 原則として、令和5年度(2023年度)中に施設を竣工することが必要です。(運営開始は令和6年度(2024年度))ただし、補助金を活用されない場合は竣工時期について相談が可能です。
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設はサテライト型居住施設として整備することが可能です。この場合、本体施設と当該地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設)の距離は、通常の交通手段で概ね20分以内であることとします。なお、本体施設は、当該地域密着型介護老人福祉施設と同じ法人により設置されている特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)、介護老人保健施設又は病院もしくは診療所をいいます。
- ⑦ (介護予防)小規模多機能型居宅介護(又は看護小規模多機能型居宅介護)を併設される場合は、審査において評価します。ただし、併設される場合は、その提案も含めて運営能力等を審査します。
- ⑧ 施設職員の離職防止対策として、未就学児を対象とする子育て支援施設を併設される場合は、審査において評価します。
- ⑨ (介護予防)小規模多機能型居宅介護(又は看護小規模多機能型居宅介護)の併設と子育て支援施設の併設について提案され、指定予定事業者に決定した後に正当な理由なくその提案を実施いただかない場合は、決定を取消します。
- ⑩ 居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く)、地域密着型サービス(必置サービスを除く)及び居宅介護支援の併設は任意とします。ただし、併設される場合はそれらのサービスも含めて運営能力等を審査します。
- ⑪ 応募書類提出時から起算して過去3か年以内に入札参加停止(除外)措置、契約解除(指定管理者の取り消し措置又は業務停止命令を含む)及び契約履行において不誠実行為等を理由に文書による警告を受けた法人は審査において評価を減じます。

3 応募資格要件

- ① 前述の「2 公募を行うサービスの種別等」に該当する事業に関する応募であること。
- ② 応募書類提出時において、社会福祉法に基づく社会福祉法人に限ります。
- ③ 応募書類提出時において、社会福祉法人に係る審査基準（別紙参照）を満たしていること。
- ④ 指定後に応募事業の運営を直接行う事業者であること。
- ⑤ 原則として、令和5年度(2023年度)内に施設を竣工させ、令和6年度(2024年度)内に事業を開始できること。但し、補助金を活用されない場合は竣工時期について相談が可能です。
- ⑥ 介護予防を含む事業については、必ず介護予防サービスの指定もあわせて受け、介護サービスと一体的に運営を行うこと。
- ⑦ 法人又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ・ 公租公課を滞納している者
 - ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ・ 労働関連法令に違反し官公署から摘発又は勧告等を受けている団体
 - ・ 会社更生法及び民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している団体
 - ・ 暴力団（豊中市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている団体又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
- ⑧ 応募書類提出時において、豊中市指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止処分を受けていないこと。
- ⑨ 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者等としての指定時に、介護保険法第70条第2項、第78条の2第4項、第115条の2第2項及び第115条の12第2項（居宅介護支援もあわせて行う場合は第79条第2項を含む）各号のいずれの規定にも該当しないことが確実であること。
- ⑩ 応募書類提出時において、介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、当該命令に対する改善勧告が完了していること。
- ⑪ 応募書類提出時において、介護保険法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、終了していること。
- ⑫ 各法人が応募する施設数は1施設に限る。

4 事業予定地・建物の条件

（1）事業予定地・建物の確保

事業予定地・建物の確保については、次の①又は②のいずれかを満たしていること。

- ① 事業予定地・建物の所有権を有すること。又は、事業予定地・建物の取得が確実であること。

※ 指定予定事業者として決定後に取得するなどの場合には、その取得が確実である旨を所有者との間で合意している事項（購入価格及び時期、事業開始までの取扱い等）が確認できる文書（土地・建物売買契約書、同意書等）を提出すること。

- ② 事業予定地の借地契約が締結されていること、又は事業予定地の借地契約の締結が確実であること。なお、建物については応募者の自己所有とし、補助金の交付を受ける場合は、建物の新設又は増設に限る。

※ 借地の場合、契約期間は50年以上とし地上権又は賃借権を設定、登記すること。また、賃借料の水準は無料又は極力低額（公租公課程度）であること。

なお、補助金の交付を受けたのち、事業開始から50年（厚生労働省告示第384号に規定する処分制限期間）経過以前に事業所の廃止、移転等が発生した場合は、補助金の返還を求める場合があるので、契約期間については整備期間等を考慮し設定すること。

(2) 抵当権の設定

抵当権の設定がされていないこと。現在、事業予定地に抵当権が設定されている場合は、指定までに抵当権が抹消されること。抵当権の設定は、独立行政法人福祉医療機構のほか、所轄庁の承認が得られているものに限りです。

5 応募に際しての留意事項

(1) 関係法令、基準等の遵守

関係法令（介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、労働基準法等）を遵守した内容により応募してください。

また、その土地に計画する施設の建設が可能か、既存建物を活用する場合は用途変更が可能か、各種の開発規制に該当しないかなどを、事前に関係する所管部署でよくご確認ください。

(2) 施設整備及び運営に関する注意事項

① 駐車スペース

利用者を送迎する車両、配達車両などが道路上に駐車し、又は停車して、地域住民の通行を妨げることがないように、敷地内に駐車又は停車スペースを確保してください。また、関係者が利用する駐輪スペースも整備してください。

② ゴミ置き場

屋根扉があるゴミ置き場を設け、臭気、カラス対策をしてください。また、給水、排水設備を設け、清潔に保ってください。

③ 近隣や地域への説明・配慮

施設の建設及び運営にあたっては、近隣住民及び地域（自治会等）に対して説明会を開催するなど、十分に説明を行い、理解を得てください。ただし、本公募による事業者として選定されるまでは、地域住民に対する説明、調整等は一切行わないでください。また、施設の設計・工事にあたっては、近隣の住居の日照に及ぼす影響を軽減させること、近隣の住居の居室を眺望することが困難となるようにすること、敷地に隣接する道路の交通を確保すること、騒音その他良好な近隣関係を保持するために必要なことについて配慮し、誠実に対応してください。なお、施設は、地域生活の場となりますので、意匠、色彩等を周辺の景観と調和させ、外観は一般の住宅の仕様、デザインと異なることのないよう、配慮してください。

④ 周回バルコニーの設置

緊急時の避難経路の確保のため、周回バルコニーを設置してください。設計上の工夫により避難経路が確保できる場合は、周回としない形とする調整が可能です。

(3) 補助金等

施設（建物）を自己所有する（土地は自己所有又は50年以上の定期借地）場合は、大阪府補助金の交付対象となりますので、当市の指定のための協議とあわせて補助協議を受けていただくことになります。また、補助金の助成を受ける場合は、令和5年度(2023年)以降の予算対応となるため、令和4年度(2022年)に工事の着工はできません。

下記の表は、大阪府地域医療介護総合確保基金事業の令和3年度(2021年)の補助金の概要です。現時点では、令和5年度(2023年)の補助制度は未定ですので、応募にあたっては、令和3年度(2021年)の補助制度を参考に収支計画等を含む事業計画を立て応募してください。

ただし、当該補助金が見込みどおり得られなかった場合でも市は補填ができませんので、ご了承の上、自己資金を含む資金計画には十分余裕をもってご応募ください。

交付金・交付事業名	対象施設	補助金額概要
地域医療介護総合確保基金事業	地域密着型特別養護老人ホーム 及び併設されるショートステイ用 居室	4,480千円×整備床数
	地域密着型特別養護老人ホーム (介護施設を合築し、又は併設する場合)	4,704万円×整備床数
	認知症高齢者グループホーム (介護予防含む)	33,600千円 (一施設)
	小規模多機能型居宅介護事業所 (介護予防含む)、看護小規模多 機能型居宅介護	33,600千円 (一施設)
	施設内保育施設 (介護関連施設等に雇用される介護職 員等のための施設内保育施設)	11,900千円 (一施設)

そのほか、補助金の交付については以下①～⑦の制限がありますのでご注意ください。

- ① 介護サービスの事業の指定が得られない場合は、補助金の交付はできません。
- ② 当市は予算の範囲内で補助金を交付します。予算がない場合、補助制度どおりに補助金を交付できないことがあります。
- ③ 当該事業にかかる市の整備計画が、国又は府の交付金の交付対象として採択されなかった場合は、市から補助金の交付ができません。この場合も、市独自の補助金の交付はありません。
- ④ 補助金の交付条件として、豊中市の「社会福祉法人に係る審査基準」(平成24年6月20日施行)を満たしている必要があります。なお、この基準は本公募における審査基準として準用します。
- ⑤ 補助金の交付対象事業の場合、工事請負業者は市の契約手続きの方法に準拠し入札にて選定する必要があります。
- ⑥ 補助金の交付を受けたのち、事業開始から50年(厚生労働省告示第384号に規定する処分制限期間)経過以前に事業所の廃止、移転等が発生した場合は、補助金の返還を求める場合があります。
- ⑦ 補助金の交付は当該整備事業完了後となります。施設整備の遅れについては資金手当等も含め十分ご注意ください。

(4) 費用の負担

応募に関して要した費用は、すべて応募者の負担となります。

(5) 選定後の手続き

後述「7 指定予定事業者の決定方法等」により決定した指定予定事業者には、事前協議を経て、改めて指定地域密着型(介護予防)サービス事業者等の指定申請を行っていただきます。ただし、本公募により指定予定事業者となることをもって、該当事業の指定を確約するものではありません。

なお、指定予定事業者としての決定後は、当市の了解なく事業計画(開設提案内容)を変更することは認められません。事前協議のなかで、応募時の開設提案内容を満たさない場合には、指定予定事業者としての決定を取り消すことがあります。

(6) 低所得者対策について

本公募に基づく指定事業者には、該当する事業(任意設置サービスを含む)について、以下の低所得者対策をあわせて実施していただきます。

- ① 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号)に基づいて行われる「社会福祉法人等による生

計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」を実施すること。

- ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び短期入所生活介護については、介護保険法第51条の3に規定される特定介護保険施設等として、特定入所者が特定入所者介護サービス費の支給を受けられるようにすること。

(参考)

平成26年(2014年)7月1日より介護保険法の指定を受けた場合、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

6 地域密着型サービス等の報酬及び基準

(1) 事業の人員、設備、運営基準等

介護報酬の単位、並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準については、「豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」、「豊中市指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「豊中市指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」等によるところを基本とします。

また、地域密着型介護老人福祉施設については、あわせて、老人福祉法に基づく「豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準)」を満たす必要があります。

なお、応募に際しては、国の解釈通知・Q&A、市の社会福祉法人審査基準等も熟読してください。

※基準条例は、市ホームページで検索してください

http://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki_menu.html

当市では、上記条例に独自基準を盛り込んでいます。

【独自基準の内容(ただし本公募に関連する事項のみ)】

施設種別	独自基準案の内容
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) 短期入所生活介護(ショートステイ)	国の省令で認められている木造平屋建ての施設に対する例外規定を削除し、(木造平屋建てであっても)耐火建築物又は準耐火建築物であることを義務づける 地域密着型介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護について、地域密着型介護老人福祉施設と同じ廊下幅に緩和する → 廊下幅1.5m(中廊下1.8m)

7 指定予定事業者の決定方法等

(1) 指定予定事業者の決定方法

- ① 審査は、市の外部委員で構成する豊中市介護保険施設等事業者候補選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において行い、まず、指定予定事業者の候補となる者(以下、「事業者候補」という。)を選定します。市は、選定委員会における選定結果及び意見等を踏まえ、最終的にその事業者候補を指定予定事業者に決定します。
- ② 選定委員会における事業者候補の選定では、書類審査及びヒアリング審査を行い評価します。評価は、後述「8 審査内容等」のとおり、介護サービス関係、労務関係及び財務関係の部門別に行い、全部門とも合格基準を上回る者の中から、介護サービス関係部門の評価が一番高い者を事業者候補に選定します。

(2) 選定委員への接触の禁止

当該選定委員への接触は、選定前、選定中もしくは選定後、又、直接的もしくは間接的な手段を問わず一切禁止します。このような行為又はこれに類する行為があった場合は、事業者の選定からの除外もしくは選定の中止、又は指定予定事業者の決定後であってもその決定の取消をする場合があります。

(3) 指定予定事業者決定の通知等

本公募への応募結果として、指定予定事業者として決定されたこと又は決定されなかったことについて、書面にて全応募者に通知します。また、指定予定事業者が決定した場合は事業者名等について、当市ホームページにおいて公表します。

なお、審査の途中経過に関するお問合せ、審査結果及び指定予定事業者の決定結果に対する異議等については応じることができませんのでご了承ください。

8 審査内容等

次に掲げる審査基準に照らし、部門別に審査します。なお、審査は、書類審査及びヒアリング審査の内容をあわせ総合的に判断し評価します。

I. 介護サービス関係

(1) サービス提供等

- ①社会福祉法人としての理念、応募動機
- ②事業運営方針、基本的なサービス提供の姿勢、低所得者への配慮
- ③サービスの質の向上への取組姿勢
- ④認知症ケアへの取組
- ⑤看取りへの考え方や取組
- ⑥業務継続の取組

(2) 衛生管理・虐待防止等

- ①衛生管理及び感染症予防のための方策
- ②新型コロナウイルス感染症対策
- ③虐待防止・身体的拘束等廃止のための方策
- ④個人情報保護及びプライバシーへの配慮

(3) 地域連携

- ①地域への貢献の姿勢、地域連携の活用

(4) 運営計画等

- ①開設準備計画
- ②職員の確保・人材育成のための方策

(5) 施設計画・環境

- ①立地状況等
- ②設計の思想
- ③計画の妥当性

II. 労務関係

- ①労働関係法規の遵守の状況
- ②職員配置の考え方
- ③昇格・昇給制度、勤務体制、研修の確保等
- ④ハラスメント対策

III. 財務関係

- ①財務面の健全性
- ②介護事業運営の考え方や他事業の影響
- ③適切な収支計画及び自己資金手当の状況

9 公募スケジュール（予定）

日 程		内 容		
令和4年度 ～ 令和5年度	令和4年			
	5月11日	事業者公募説明会 開催案内（市ホームページ）		
	6月7日	事業者公募説明会 開催（公募要項の配布）		
	6月17日	応募に関する質問受付締切		
	↓			
	7月27日	受付予約の締切（市ホームページ）		
	7月28日 ～7月29日	応募受付（応募書類の提出）		
	8月下旬 ～9月上旬	事業者候補選定委員会 ― 書類審査 ―		
	9月上旬 ～9月中旬	事業者候補選定委員会 ― ヒアリング審査、事業者候補の決定 ―		
	10月中旬	指定予定事業者の決定		
	11月上旬	事前協議開始		
	↓	↓		
	令和5年	↓		
2月	事前協議完了（事前協議済書発行）		（社福専門分科会承認）	
4月	開発・建築審査等		補助金交付内示 補助金交付申請	
↓	↓			
↓	工事入札			
↓	工事着工			
↓	↓			
令和6年	↓			
3月中旬	工事完了			
3月下旬	完了検査			
令和6年度	4月		指定申請	特養認可申請 補助金実績報告
	5月上旬 5月下旬		地域密着型サービス運営検討 部会指定報告・意見聴取	補助金交付
	6月1日		指定（サービス提供開始）	特養認可

10 応募手続

応募資格を満たして本公募に申込みを希望する者は、次により、公募申込書（「（3）提出書類一覧」を参照）を提出してください。

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。

（1）応募の受付予約及び公募申込書の提出

本事業に応募しようとする者は、令和4年(2022年)7月27日（水）17時までに（2）の受付予約を行い、当該予約日時に公募申込書を提出してください。

受付予約は、まず豊中市ホームページ上の電子申込システムにて申込みを行っていただき、来庁日時を決定します。

万が一、予約日までに応募辞退をされる場合は、速やかに当課までご連絡ください。

応募につきましては、当該要項をご熟読いただき、要件等をご確認いただいたうえでご応募いただきますようお願いいたします。

(2) 応募の受付期間、提出及び問合せ先

受 付 期 間	提出及び問合せ先
令和4年(2022年)7月28日(木) ～7月29日(金) 各日10:00～17:00	※提出は(1)により受付予約の上で来庁し提出 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号(第二庁舎3階) 豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係 (TEL) 06-6858-2234 (FAX) 06-6858-3146 (E-Mail) chouju@city.toyonaka.osaka.jp

(3) 提出書類一覽

以下の書類をご用意ください。

項 目		備 考	様 式		
1	①公募申込書	法人印鑑登録証明書を添付	様式 1		
	②事業者の概要	イ 役員の状況、資産・負債の状況、法人経歴、 他の経営施設の状況	様式 2		
		ロ 代表者等の履歴	様式 3		
		ハ 現在運営している施設又は事業に関する資料 (パンフレット等、概要がわかるもの)	別紙		
	③法人理事会議事録等の 写し	本公募への応募、贈与、土地の取得等につき、法人と して意思決定していることが確認できるもの	様式自由		
	④法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	応募書類提出日前 3 か月以内に発行されたもの	原本		
	⑤定款又は寄附行為	最新のもの	原本の写し		
	⑥誓約書	各サービスのもの ※条文については熟読しご確認ください	様式 4		
⑦入札参加停止措置等状 況調書	応募書類提出時から起算して過去 3 か年以内の実績	様式 5			
2	事業計画概要書	イ 地域密着型サービス ロ 短期入所生活介護 ハ その他併設サービス	該当する事業 分を添付	様式 6 A C 様式 6 B 様式自由	
		3	サービス提供等	運営方針等説明書	様式 7 A
		4	衛生管理、虐待防止等	運営方針等説明書	様式 7 B
5	地域連携	運営方針等説明書	様式 7 C		
6	運営計画等	運営方針等説明書	様式 7 D		
7	①施設計画・環境	運営方針等説明書	様式 7 E		
	②整備スケジュール	開設までの日程表	様式自由		
	③基本計画図面等	イ 位置図			

	項 目	備 考	様 式
7	④事業予定地・建物の権利関係等	【事業予定地】 イ 土地登記簿謄本 ロ 〔自己所有以外の場合〕土地売買契約書（同意書）、土地賃貸借契約書（同意書） 【事業予定建物】 ハ 〔既存建物を転用する場合〕現況写真 ニ 〔既存建物を転用する場合〕建物登記簿謄本 ホ 〔自己所有以外の場合〕建物売買契約書（同意書）、建物賃貸借契約書（同意書）	様式自由
	子育て支援施設提案	運営方針等説明書	様式 7 I
	①労務関係	運営方針等説明書	様式 7 F
	②従事職員計画（開設後）（採用、雇用方法を含む）	イ 資格、経験（採用資格、実務経験について） ロ 雇用形態（常勤職員とその他職員について） ハ 研修体制（採用時、従事後） ニ 配置人員（勤務形態一覧表）（シフト表）	様式自由 様式 8
8	③労働基準法等の規定に関する書類	現在運営する施設等に関する以下の書類 イ 就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控） ※賃金等の別規程も含めて提出のこと ロ 時間外労働・休日労働に関する協定届（労働基準監督署受付印のある事業主控） ハ 令和 3 年度労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控） ニ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（一部） ※全員分不要	様式自由 法定様式
	①財務関係	運営方針等説明書	様式 7 G
	②資金計画等	イ 施設整備費の事業別収支一覧表 ロ 事業活動収支計算書 ハ 資金収支計算書 ニ 借入金返済計画書 ホ その他、人件費試算等の資料	様式 9 標準様式 標準様式 様式 10 様式自由
9	③決算書等	イ 直近 3 年間の決算書類（令和元～3 年度） イ' 関係会社（持株会社、親会社等）の直近 3 年間の決算書類（令和元～3 年度） ロ 預金残高証明書（自己資金分について、十分な拠出余力が証明できるもの） ハ 借入残高に関する法人の申出書（借入残高がある場合は残高証明書を添付） ニ 法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書 ホ 代表者の所得税及び市府（県）民税について、滞納のないことの証明書（前 3 年分） ヘ 社会福祉充実残額算出シート、又はこれに準ずるもの ※上記ロ・ハの残高証明書は応募申込日前 1 か月以内に発行されたものとし、証明書が複数ある場合は、預金・借入の各先頭に一覧表を添付	様式自由（標準様式）

※所定の様式以外は、原則として A 4 版（縦）での提出をお願いします。

※運営方針等説明書に記載した内容を裏付ける資料（マニュアル、取扱い指針や現運営事業所での実績等の書類等）も必ず添付してください。

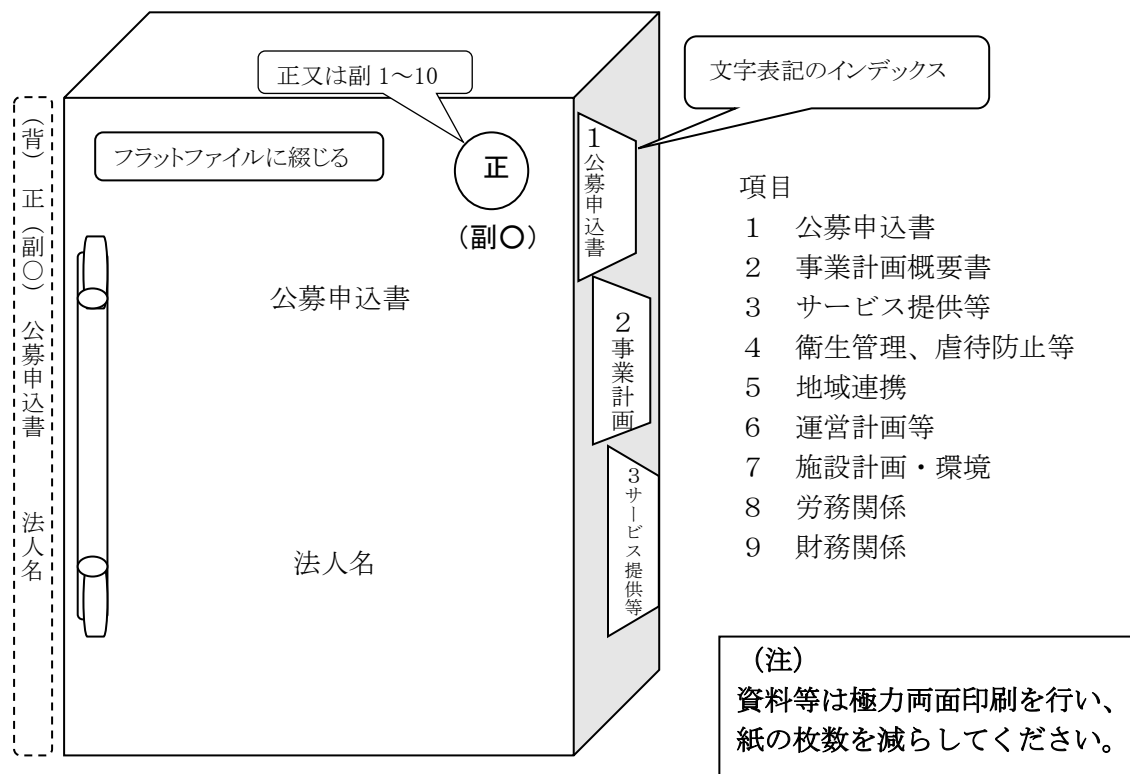
※社会福祉法人の決算書等の様式については、様式を統一して提出してください。

※提出部数は、正本 1 部、副本 10 部（コピー可）とします。

※指定様式は電子ファイルにてお渡しします。

(4) 提出書類の体裁

提出書類は、以下に示す体裁を整えてください。



(5) 内容の説明等について

審査の過程において、お申込みいただいた書類等の内容について説明を求め、別途資料等を提出していただく場合があります。

なお、前記（３）に掲げる提出書類以外に、追加で資料の提出をお願いすることとなった場合は、令和４年(2022年) 7月15日（金）までに当市ホームページ（掲載場所は１１の（２）を参照）に連絡事項として掲載しますのでご注意ください。

1 1 質疑及び回答、当市からの連絡事項の通知方法

応募に関しての質問は、令和４年(2022年) 6月17日（金） 17時まで順次受け付け、回答します。なお、受け付けた質問のうち、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、令和４年(2022年) 6月30日（木）までに当市ホームページで回答内容等を公開します。

また、上記「１０応募手続（５）内容の説明等について」の追加資料の連絡のほかに、当市から応募予定事業者に対して連絡事項がある場合も、令和４年(2022年) 7月15日（金）までに当市ホームページに掲載しますので、注意してご覧ください。

(1) 質問受付方法

運営法人から本要項に添付している様式１５「地域密着型サービス事業者・特定施設入居者生活介護事業者公募に関する質問・回答票」に質問事項を簡潔に記入のうえ、電子メールにて前項「１０ 応募手続」（２）の問合せ先までご提出ください。お電話での質問や運営法人以外からの質問は一切受け付けません。

(2) 回答内容及び連絡事項の当市ホームページへの掲載場所

「豊中市ホームページ」のトップページ ⇒ 「健康・福祉・医療」
⇒ 「介護保険・高齢者福祉」⇒⇒ 「介護保険」⇒ 「介護保険（事業者向け）」
⇒ 「介護保険地域密着型サービス等事業者公募について」

1 2 応募の無効及び指定予定事業者決定の取消

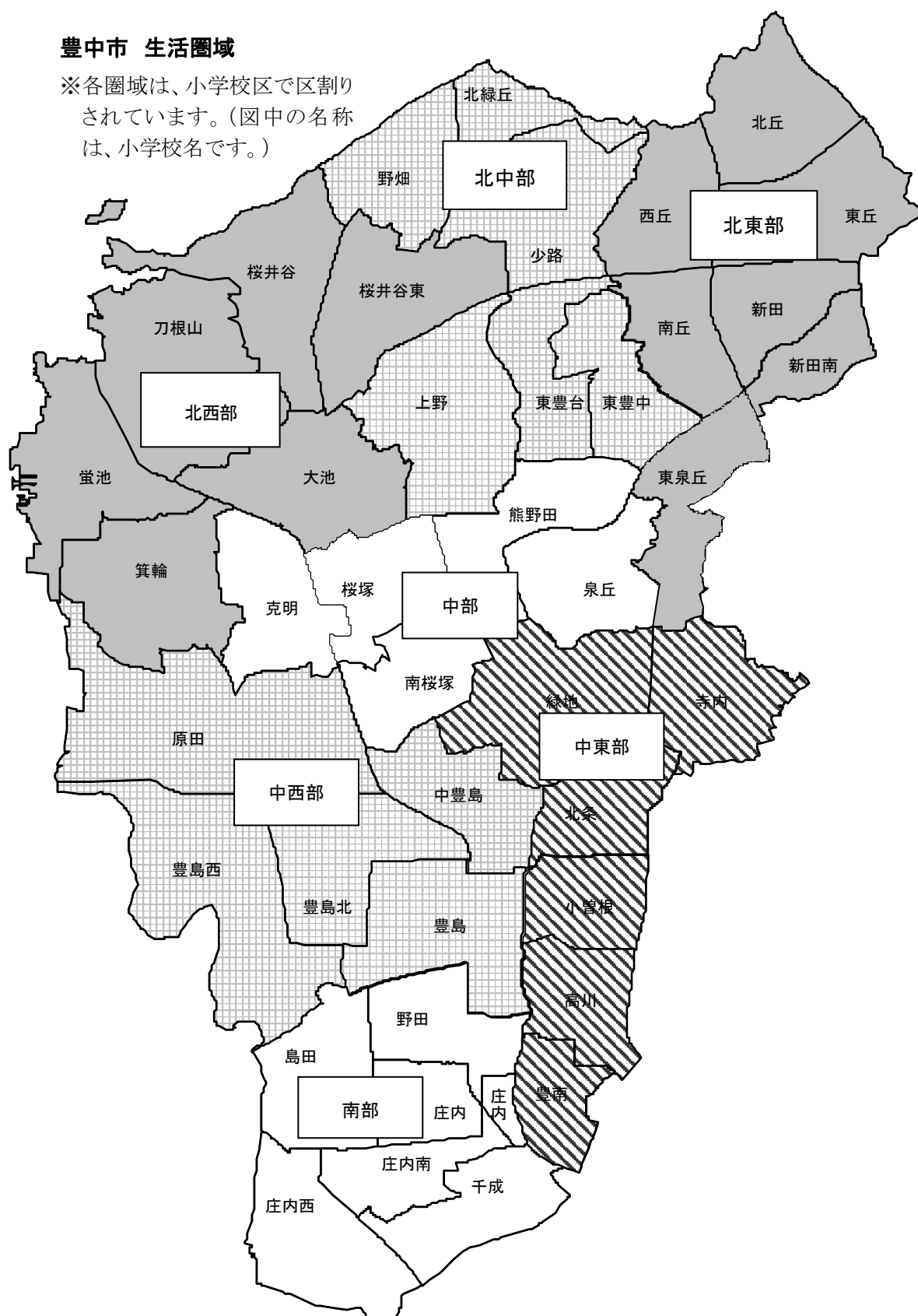
本公募要項内に個別に記載している応募の無効事項又は指定予定事業者の決定取消し事項に該当した場合のほか、下記事項のいずれかに該当する応募は無効とし、また、指定予定事業者の決定を受けた者については、指定予定事業者としての決定を取消します。

- ①受付期間内に提出書類の全部が提出されなかった場合（当市による指示以外で応募申込締切り後の書類の追加提出や差し替えはできません）。
- ②同一と認められる法人から、複数の公募申込があった場合（重複申込）。
- ③提出書類の虚偽記載、又はヒアリング審査における虚偽応答が判明した場合。
- ④応募後の当市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合。
- ⑤選定の公平性に影響を与える行為があった場合（市職員に対する当該行為を含む）。
- ⑥その他、本公募要項に記載する事項に反する行為があった場合。

豊中市 生活圏域図

豊中市 生活圏域

※各圏域は、小学校区で区割り
されています。(図中の名称
は、小学校名です。)



豊中市 生活圏域一覧表（町名別）

	町名	圏域
あ	赤坂	中部
	旭丘	
い	石橋麻田町	北西部
	稲津	中西部
	今在家町	
う	上野坂	北中部
	上野西 1～4 (1～4)	北西部
	上野西 4 (5～9)	
	上野東 1～3	
え	永楽荘	北中部
お	大島町	南部
	岡上の町	中部
	岡町	
	岡町北	
	岡町南 1 (1～5)	
	岡町南 1 (6～13)・2～3	中西部
	小曽根	中東部
か	春日町 1～2	北西部
	春日町 3～5	北中部
	勝部	中西部
	上新田	北東部
	神州町	南部
き	北桜塚	中部
	北条町	中東部
	北緑丘	北中部
く	熊野町	中部
	栗ヶ丘町	
こ	上津島	中西部
さ	桜の町	北西部
	三和町	南部
し	柴原町	北西部
	島江町	南部
	少路	北西部
	庄内幸町	南部
	庄内栄町	
	庄内宝町	
	庄内西町	
	庄内東町	
	庄本町	
	城山町 1～2	中西部
	城山町 3～4	中東部
	新千里北町	北東部
	新千里西町	
	新千里東町	
	新千里南町	
す	末広町	中部
せ	清風荘	北西部
	千成町	南部
	千里園	北西部
そ	曽根西町	中西部
	曽根東町 1	中部
	曽根東町 2～6	中西部
	曽根南町	
た	大黒町	南部
	立花町 1～2	中部
	立花町 3	北西部
	玉井町 1～2	中部
	玉井町 3～4	北西部
ち	長興寺北	中東部
	長興寺南	

	町名	圏域
て	寺内	中東部
と	利倉	中西部
	利倉西	
	利倉東	
	刀根山	北西部
	刀根山元町	
な	中桜塚	中部
に	西泉丘 1～2	中部
	西泉丘 3(12)	
	西泉丘 3(1～11・19 番地)	北東部
	西緑丘	北中部
の	野田町	南部
は	走井	北西部
	服部寿町	中西部
	服部西町	
	服部本町	
	服部南町	
	服部元町	
	服部豊町	
	服部緑地	中東部
	浜	
	原田中	中西部
	原田西町	
	原田南	
	原田元町	
ひ	東泉丘 1	中部
	東泉丘 2～4	北東部
	東寺内町	中東部
	東豊中町	北中部
	日出町	南部
	広田町	中部
ふ	二葉町	南部
ほ	宝山町	中部
	豊南町西	中東部
	豊南町東	
	豊南町南	
	蛍池北町	北西部
	蛍池中町	
	蛍池西町	
	蛍池東町	
	蛍池南町	
	穂積	中西部
	本町	北西部
ま	待兼山町	北西部
み	三国	南部
	緑丘	北中部
	南桜塚 1～3・4 (1～8)	中部
	南桜塚 4 (9～19)	中東部
	宮山町	北西部
	箕輪	
む	向丘 1	北西部
	向丘 2～3	北中部
め	名神口 1	中西部
	名神口 2～3	南部
や	山の上町	北西部
ゆ	夕日丘 1～2	中部
	夕日丘 3	中東部
わ	若竹町	中東部

※ ()は番地を表す